

○越谷市生涯学習審議会条例

平成25年3月25日

条例第19号

(設置)

第1条 越谷市における生涯学習の推進を図るため、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、越谷市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 家庭教育に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関すること。

2 審議会は、前項各号の事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員33人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 幼児教育・子育て支援関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 前項の部会の委員は、審議会の委員のうちから審議会が選任する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(越谷市社会教育委員設置条例の廃止)

2 越谷市社会教育委員設置条例(昭和30年条例第20号)は、廃止す

る。

(越谷市公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 3 越谷市公民館設置及び管理条例(昭和30年条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 越谷市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略